

糸島市立小中学校の 学校規模適正化実施方針

～子ども達がいきいきと育つ
学校づくりに向けて～

令和2年3月

糸島市教育委員会

目 次

はじめに	・・・ 1
第1章 小中学校の学校規模と適正化の必要性	
1 糸島市の人口と児童生徒数の推計	・・・ 2
2 小中学校の学校規模の現状と将来	・・・ 5
3 学校規模適正化の必要性	・・・ 6
第2章 学校規模適正化の実施方針	
1 糸島市が目指す望ましい学校の姿	・・・ 9
2 望ましい学校規模と適正配置の基準	・・・ 9
3 学校規模適正化の具体的手法	・・・ 13
4 学校規模適正化を進める上で配慮すべき事項	・・・ 13
5 学校規模適正化の推進	・・・ 15
6 実施方針の進行管理	・・・ 17

【はじめに】

全国的に少子化に伴う人口減少が進む中、糸島市でも少子化が進み、児童生徒数の減少が進んでいます。これまでの推移を見ると、平成6年度11,244人に対し、令和元年度には8,532人と約24%減少しています。

この児童生徒数の減少により、糸島市内の小中学校の小規模化が進行し、令和元年度には、全ての学年でクラス替えが可能となる1学年複数のクラスがある学校は、小学校では16校中8校、中学校では6校中5校となっています。

学校は、子ども達が集団の中で様々な考えに触れ、切磋琢磨する中で社会性や規範意識を育む場でもあり、一定の学校規模を確保することが必要です。学校規模の適正化は、子ども達にとって、より良い教育環境を整える上で重要な教育課題であり、地域の特性なども考慮した上で、総合的に検討を進めていくことが求められています。

このため糸島市教育委員会では、平成28年度に「学校規模適正化検討委員会」を設置し、糸島市内の学校の適正な規模や、適正規模の確保に向けた具体的手法等について検討し、報告していただきました。

この検討委員会の報告や学校規模適正化を急ぐ必要がある地域の意見を踏まえ、「糸島市公共施設等総合管理計画」の対象期間である令和42年度までの教育環境を見据えながら、糸島市教育委員会として「糸島市小中学校の学校規模適正化実施方針」を策定しました。

今後は、この実施方針に基づき、一定規模未満の学校について、学校規模の適正化を図るとともに、望ましい教育環境の確保を目指して、取り組みを進めてまいります。

第1章 小中学校の学校規模と適正化の必要性

1 糸島市の人口と児童生徒数の推計

(1) 糸島市の人口推計

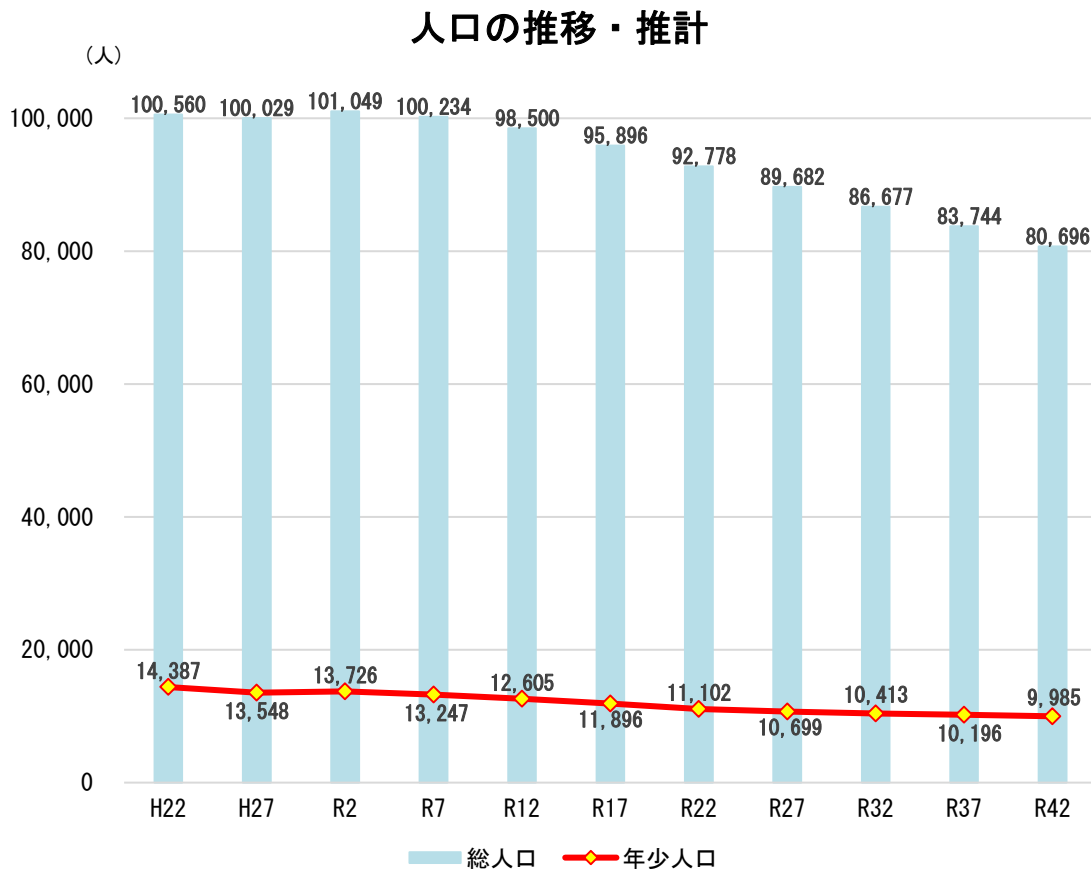
糸島市の人口は、福岡都市圏の発展に伴い、昭和50年代から急速に増加し、国勢調査人口では昭和50年度の59,697人から平成27年度には96,475人と、約61%増加しています。

合併後の人口を見ると、図表1のとおり、一時的に減少していましたが、令和元年度末には101,450人と、糸島市の最大人口を記録し、人口は若干増加しています。

今後の予想としては、全国的に少子化が進む中、糸島市においても、図表1のとおり、現在の増加傾向が、将来的には減少傾向になると見込まれます。

特に、14歳以下の年少人口については、合併後の減少傾向が今後も継続することが見込まれます。

【図表1】



※H27年度までは住民基本台帳の人口、R2年度以降は住民基本台帳の数値を基に糸島市教育委員会で試算（H22とH27、H26とR1の住民基本台帳の数値の各変化率の平均値で試算）

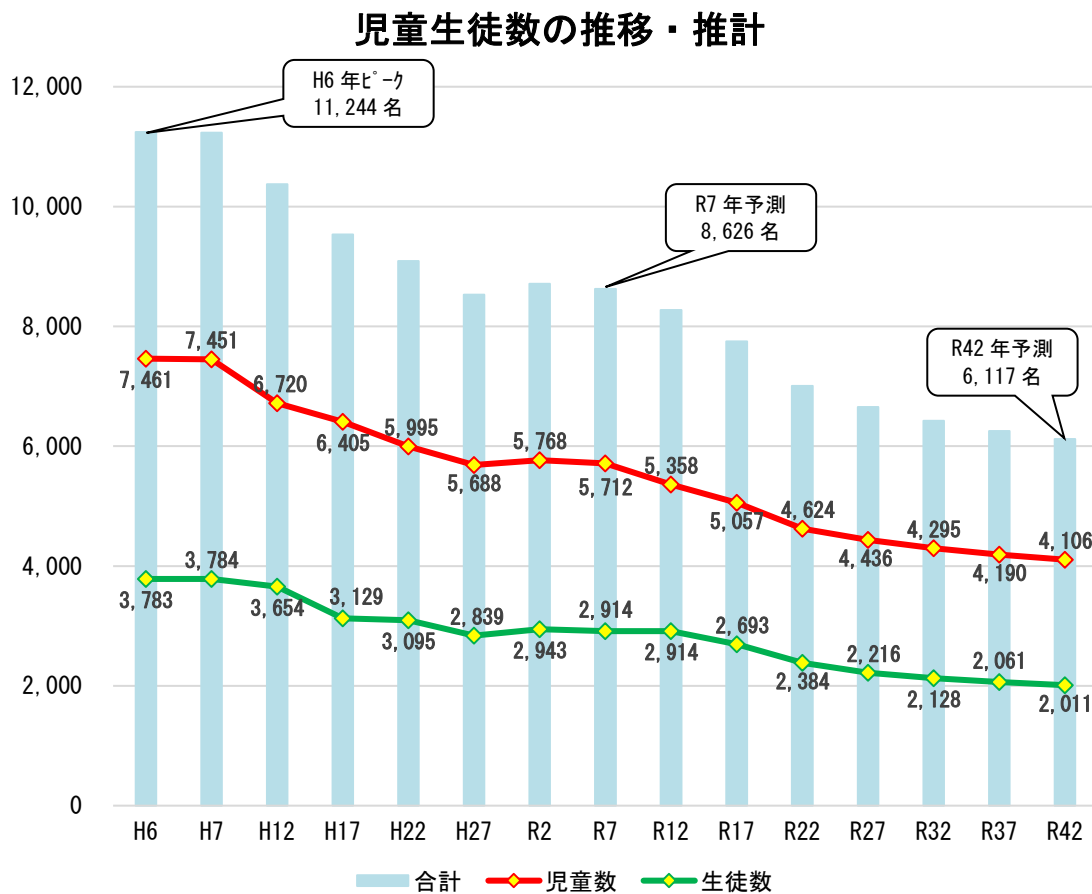
(2) 児童生徒数の推計

糸島市立小中学校の児童生徒数は、平成6年度の11,244人をピークとして、令和元年度には8,532人となり約24%減少しています。

今後の予想としては、現在の転入等による増加も、数年後には減少に転じ、その後も図表2のとおり減少傾向が続くことが見込まれます

特に、中山間地域や沿岸部などの地域では、今後も少子化が更に進むことが予想されることから、学校の小規模化も進むと予想されます。

【図表2】



※ H27までは学校基本調査数値、R2年度以降は住民基本台帳の数値を基に糸島市教育委員会で試算（H22とH27、H26とR1の住民基本台帳の数値の各変化率の平均値で試算）

小中学校の児童生徒数の推移

* 学校基本調査

年度	H12	H17	H22	H27	R1	H12~R1 増減	(率)	備 考
前原小	881	848	645	662	705	-176	-20.0%	H12南風小、H18東風小一部分離
加布里小	596	434	333	320	341	-255	-42.8%	
波多江小	1,092	1,150	706	745	778	-314	-28.8%	H18東風小一部分離
長糸小	162	130	93	91	97	-65	-40.1%	
白糸分校	2	0	4			-2		白糸分校はH25年度末に廃校
雷山小	289	263	214	205	227	-62	-21.5%	H12南風小一部分離
怡土小	478	387	372	342	336	-142	-29.7%	
王丸分校	5	2	3	3		-5		王丸分校はH30年度末に廃校
前原南小	637	560	584	549	670	33	5.2%	
南風小	411	853	921	695	577	166	40.4%	
東風小			564	569	603	603	100.0%	
深江小	424	325	236	244	260	-164	-38.7%	
福吉小	255	205	177	222	205	-50	-19.6%	
一貴山小	254	221	192	145	131	-123	-48.4%	
桜野小	195	160	139	124	104	-91	-46.7%	
可也小	682	548	583	524	488	-194	-28.4%	
引津小	326	300	219	243	231	-95	-29.1%	
姫島小	31	19	10	5	6	-25	-80.6%	
小学校児童数	6,720	6,405	5,995	5,688	5,759	-961	-14.3%	
前原中	659	642	684	650	615	-44	-6.7%	H12南風小設置
前原東中	855	672	680	707	692	-163	-19.1%	H18東風小設置
前原西中	810	769	827	751	711	-99	-12.2%	H12南風小・H18東風小設置
二文中	393	323	268	227	222	-171	-43.5%	
福吉中	165	125	116	88	104	-61	-37.0%	
志摩中	760	582	511	412	427	-333	-43.8%	
姫島分校	12	16	9	4	2	-10	-83.3%	
中学校生徒数	3,654	3,129	3,095	2,839	2,773	-881	-24.1%	
合計	10,374	9,534	9,090	8,527	8,532	-1,842	-17.8%	

2 小中学校の学校規模の現状と将来

(1) 国の法令等から見た学校の適正規模

学校の規模は、そこで行われる教育に影響を与えるため、一定の規模の教育環境が望まれることから、学校の規模に関しては、学校教育法施行規則で標準的な学級数が定められています。

この規則では、標準規模校として、小学校は12～18学級（1学年2～3学級）、中学校は12～18学級（1学年4～6学級）と規定されています。

○学校の適正規模についての法令の規定

○学校教育法施行規則

(学級数)

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。

ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

<※同条の規定は、第79条で中学校に準用> (※特別支援学級の学級数を除く。)

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

(適正な学校規模の条件)

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

(1) 学級数が、小学校及び中学校にあってはおおむね12学級から18学級までであること。

(2) 通学距離が、小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあってはおおむね6キロメートル以内であること。

2 5学級以下の学級数の学校と12学級から18学級の学校とを統合する場合は、24学級までとすること。

注：この条における法とは、「義務教育諸学校等の施設等の国庫負担等に関する法律」

○学級数による学校規模の分類

(公立小中学校の国庫負担事業認定申請の手引きから引用)

学校規模	小学校 (学級数)	中学校 (学級数)
過少規模校	1～5	1～2
小規模校	6～11	3～11
適正規模校	12～18	12～18
大規模校	19～30	19～30
過大規模校	31学級以上	31学級以上

(2) 小中学校の学校規模の現状と将来

糸島市の小中学校は、図表3のとおり、標準規模校の範囲に、小学校においては16校中**3校**、中学校においては6校中**2校**の分布に留まっており、小規模校以下の範囲には、小学校**8校**、中学校**2校**の分布で、全体の約45%と高い割合になっています。

今後の児童生徒数の推計を基に、令和12年度の学校規模の分布を予想すると、市街地に近い一部の小中学校では大規模化が予想されますが、それ以外の学校は小規模化することが予想されます。特に、小学校で全学年1クラスのクラス替えが出来ない小規模校が増加すると予想されます。

【図表3】

小中学校の学校規模の現状と将来

○小学校

規模区分	学級数 (クラス)	令和元年度	令和12年度
過小規模 (5学級以下)	2	姫島小	姫島小
	3		長糸小 雷山小 福吉小
小規模 (6学級～11学級)	6	長糸小 福吉小 一貴山小 桜野小	長糸小 雷山小 福吉小 一貴山小 桜野小 引津小
	7		
	8	雷山小 引津小	
	9		
	10	深江小	深江小
標準規模 (12学級～18学級)	12	加布里小 怡土小	加布里小 怡土小 可也小
	13		
	15		
	16	可也小	南風小 南風小は標準規模校へ
	18		東風小 東風小は標準規模校へ
大規模 (19学級～30学級)	19	南風小 東風小	波多江小
	20	前原南小	前原小
	21	前原小	前原南小
	23	波多江小	
	24		
	26		

○中学校

規模区分	学級数 (クラス)	令和元年度	令和12年度
過小規模 (2学級以下)	1	姫島分校	姫島分校
	2		
小規模 (3学級～11学級)	3	福吉中	福吉中
	6		志摩中は小規模校へ
	7	二丈中	志摩中
	11		
標準規模 (12学級～18学級)	12	志摩中	
	18	前原中	
大規模 (19学級～30学級)	19	前原東中 前原西中	前原東中
	20		前原中 前原中は大規模校へ
	22		前原西中

※学級数は通常学級数

3 学校規模適正化の必要性

(1) 適正な学校規模の確保

学校は、教科等の知識や技能を習得するだけでなく、子ども達が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨して、これからの時代を生きぬく力を身に付けることや、それぞれの個性や能力を伸ばせるような教育活動が求められており、適正な学校規模を確保することが必要です。

(2) 学校規模が教育に及ぼす影響

学校の規模は、子ども達に様々な影響を与えます。特に、小規模な学校や大規模な学校では、児童生徒にとって次のような影響や課題があります。

このような学校規模が教育に及ぼす影響をなくすため、学校規模の適正化が必要です。

【小規模な学校】

○学習面・生活面

- ・生徒指導面の共通理解が得られやすく、きめ細かな指導が行いやすい。
- ・学校行事等で、児童生徒一人ひとりの個々の活動機会が設定しやすい。
- ・集団における個々の児童生徒の役割や位置づけが固定化しがちで、社会性が育ちにくい。
- ・合唱や合奏など集団で取り組む学習などではグループ編成が難しくなり、中学校における部活動では、活動できる部活動に限られる。
- ・単学級の場合、人間関係の固定化などの問題に対応する手立てが少なくなる。

○学校運営面

- ・学校施設・設備の利用については、利用時間等の調整がしやすい。
- ・教員の配置については、学級数に基づく配置基準により決定され、特に中学校は教科担任制であり、必要な授業時間数に対応する正規の教職員が配置されない場合がある。

○その他

- ・保護者や地域社会との連携が取りやすい。
- ・PTA 活動等における保護者一人当たりの負担が大きくなりやすい。

【大規模な学校】

○学習面・生活面

- ・クラス替えがしやすいことから、人間関係が固定化されず、児童生徒にとって多様な考え方に触れながら社会性の発達を促しやすい。
- ・運動会などの学校行事では活気が生じやすい。
- ・児童生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。
- ・学校行事等で児童生徒個々の活動機会が設定しにくい。

○学校運営面

- ・教員配置では、同じ教科の教員が複数いるため、教科の指導方法について情報交換ができる。
- ・校務分掌を組織的にしやすい。
- ・学年間の教員相互の連絡・連携のための手間や時間が必要となり、生徒指導では共通理解に立った適切な指導を行うための会議等も必要となる。
- ・運動場や体育館の供用、特別教室利用の競合が生じ、教育活動に制約を生じやすい。

○その他

- ・保護者や地域社会との連携が難しくなりやすい。
- ・PTA 活動等における保護者一人当たりの負担を分担しやすい。

◇学校規模が教育に及ぼす影響

観 点	視 点	【小規模】 ←←←←	【標準規模】 →→→→	【大規模】
		11 学級以下	12～18 学級	19 学級以上
○子どもにとって	学習指導	集団競技等学習が成立しない 部活動数が減少する	⇔ ⇔	多様な授業形態が実施できる 部活動の選択幅がある
	生徒指導	目が届き、問題行動等を把握しやすく、個に応じた対応ができる	⇔	問題行動等を把握しづらく、きめ細やかな対応が行き届かない
	人間関係	切磋琢磨が少なく、固定しやすい クラス替えが出来ず、社会性が育ちににくい	⇔ ⇔	切磋琢磨があり、自立性が育つ クラス替えによる新たな人間関係ができる
	行 事	出番が増えるが、企画・編成が制約される	⇔	出番は薄れるが、競い合う環境や集団活動に接する機会が増える
○教師にとって	研 修	指導計画、教材研究等が、独自の判断になりがちである	⇔	教員相互の連携、情報交換の機会が増え指導が多様化する
	仕事負担	校務分掌の負担が増加する 個人対応になる	⇔ ⇔	校務分掌の負担が減少する チームを組んで対応できる
	人間関係	交流、情報交換の場が減る	⇔	交流、情報交換の場が増える
○学校運営にとって	学級編制	複式学級が発生する	⇔	大規模・過大規模学級となる
	教員配置	教科担任を配置できなくなる	⇔	各教科バランスよく配置できる
	年齢構成	偏りがあり、経営が停滞化する	⇔	バランス力が良く、経営が活性化化する

第2章 学校規模適正化の実施方針

1 糸島市が目指す望ましい学校の姿

(1) 学校の役割

学校は、単に教科等の知識や技能を習得させるだけでなく、集団の中で多様な考えに触れ、互いに認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせるなど重要な場でもあります。

学校は、このような教育活動を実現していく役割を担っています。

(2) 目指す教育環境と期待される効果

学校の規模を適正化することにより、学校が果たすべき役割である教育活動が十分に行えるような教育環境の実現を目指します。

① 実現すべき教育環境

- ・児童生徒間、児童生徒と教員間など、それぞれにおける多様な人間関係を通して、互いに理解を深め、励まし合い、時には、競い合うことで、向上しながら社会性を培うことができること。
- ・学校行事やグループ学習、部活動など、一定規模の集団を前提とする教育活動を支障なく実施することができること。
- ・教科研究や指導の充実を図るため、教員間で情報交換などを行うことができるよう、教科ごとに複数の教員が配置されていること。

② 期待される効果

- ・出会いや交流の機会が広がることで、多くの友人をつくり、様々な刺激の中から、子ども達をより豊かに成長させることができます。
- ・集団での学校行事や多くの部活動の設置が可能となることで、様々な仲間たちと力を合わせる喜びや達成感がより大きくなり、子ども達の新たな可能性を広げることができます。
- ・教員間で指導法を相談したり、相互に意見や情報の交換をする機会を増やすことで、これまで以上に学習指導や内容の充実を図ることができます。

2 望ましい学校規模と適正配置の基準

(1) 望ましい学校規模の基準

糸島市の学校規模について、国の法令等が定める基準等を基に、学校規模に起因する課題等を踏まえ、また、児童生徒や保護者、学校関係者等の意向を調査し総合的に検討した結果、「糸島市学校規模適正化検討委員会」の報

告のとおり、学校としてよりよい教育効果が発揮できる、望ましい学校規模として次のとおり基準を定めます。

○望ましい学校規模の基準

学 校	望ましい学校規模
小学校	12学級～18学級
中学校	9学級～18学級

※学級数は特別支援学級を除く。

○基準に基づいた小中学校の現状分類

【小学校】

(令和元年5月1日現在)

学 校 規 模	学級数	該 当 校 数	該 当 校
望ましい学校規模に属さない(過少規模校)	1～5学級	1	姫島小
望ましい学校規模に属さない(小規模校)	6～11学級	7	長糸小、雷山小、深江小、福吉小、一貴山小、桜野小、引津小
望ましい学校規模	12～18学級	3	加布里小、怡土小、可也小
望ましい学校規模に属さない(大規模校)	19学級以上	5	前原小、波多江小、前原南小、南風小、東風小

【中学校】

学 校 規 模	学級数	該 当 校 数	該 当 校
望ましい学校規模に属さない(小規模校)	8学級以下	2	二丈中、福吉中
望ましい学校規模	9～18学級	2	前原中、志摩中
望ましい学校規模に属さない(大規模校)	19学級以上	2	前原東中、前原西中

(2) 適正化すべき学校の範囲

学校規模の適正化は、学校の統合・分離や通学区域の調整など、地域の繋がりをはじめ学習環境・通学環境などに大きな影響を伴うため、児童生徒またその保護者の負担を十分に考慮しながら進めていく必要があります。

そのため、学校の規模を適正化する以外の方法では、将来的にも教育課題を解決できない緊急性の高い学校を、望ましい学校規模へ「適正化すべき範囲」として適正化に取り組みます。

①【過小規模校】

姫島小は離島という地理的要因があり、また、離島振興の観点から教員の加配等の対応があることから、適正化すべき範囲外とします。

②【小規模校】

糸島市の望ましい学校規模の基準の下に、次の指標を踏まえ、これらに満たない学校を「適正化すべき範囲」とします。

指標① クラス替えが可能かどうか。

指標② 中学校では、適正な教員配置が図れるかどうか。

小中別	学級数	該当校数	全体数
小学校	11学級以下	7校	16校
中学校	8学級以下	2校	6校

○適正化すべき範囲の該当校

【小学校】

* () 書は学級数

学校規模	学級数	校数	該当校
望ましい学校規模に属さない(小規模校)	6～11学級	7	長糸小(6)、福吉小(6)、一貴山小(6)、桜野小(6)、雷山小(8)、引津小(8)、深江小(10)

【中学校】

学校規模	学級数	校数	該当校
望ましい学校規模に属さない(小規模校)	8学級以下	2	福吉中(3)、二丈中(7)

③【大規模校】

市内の大規模校においては、小規模校のような顕著な課題が見られないこと、また、今後、大幅な学級数の増加は見込まれないことから、現時点では適正化すべき範囲外とします。

(3) 教育課題が大きな学校を優先

学校規模適正化については、前項の適正化すべき学校の範囲を対象として取り組めますが、学校の現状や課題の内容等がそれぞれ異なることから、優先順位を考慮する必要があります。

このため、前項の適正化すべき学校の範囲の中で、学習面や生活面などの教育課題が大きな学校から、学校規模適正化に取り組めます。

特に「クラス替えができない期間」が長期にわたる学校については、適正

化を急ぐ必要があることから、優先して適正化に取り組めます。

○優先して適正化に取り組む学校

【小学校】

(令和元年5月1日現在)

学校規模	学校名	学級数	児童数(人)
望ましい学校規模に属さない(小規模校)	長糸小学校	6学級	97
	福吉小学校	6学級	205
	一貴山小学校	6学級	131
	桜野小学校	6学級	104

【中学校】

学校規模	学校名	学級数	生徒数(人)
望ましい学校規模に属さない(小規模校)	福吉中学校	3学級	104

(4) 優先して適正化に取り組む範囲に含まれない学校への対応

「望ましい学校規模」に含まれないが、現時点では優先して適正化に取り組まない小規模校や大規模校については、教育効果の面などで支障が生じていないか定期的に検証し、教育効果の低下を招かないよう適切な対応を行います。

また、学級数に応じた特別教室・多目的教室の整備など、学校が教育効果を発揮できるよう環境整備に努めると共に、学習・生徒指導などの課題にも配慮し、必要に応じて対策を講じることとします。

(5) 適正配置の基準

糸島市の小中学校の適正配置を行う上での基準については、国の法令等に定める基準に準拠し、次のとおりとします。

○適正配置の基準

区分	通学距離	通学時間
小学校	おおむね4km以内	おおむね1時間以内
中学校	おおむね6km以内	おおむね1時間以内

* 小学校：徒歩や公共交通機関等、中学校：徒歩や自転車、公共交通機関等

3 学校規模適正化の具体的手法

学校規模の適正化を実施するときは、隣接する学校の規模が様々であることや、将来にわたって適正規模を確保する必要があることを考慮し、地域の実情に応じて、以下の手法を基本として適正化の取り組みを進めます。

(1) 学校の統合

対象校が小規模校又は適正規模校と隣接する場合で、統合後の学校が適正規模を確保できる場合は、学校の統合による適正化を検討します。

(2) 通学区域の変更

対象校が大規模校と隣接するなど、一体的に適正化を図る必要がある場合で対象校と隣接校との間で通学区域を変更しても隣接校が適正規模を維持できる場合は、通学区域の変更による適正化を検討します。

(3) 特認校制度の導入

自然環境等に恵まれた小規模校における取り組みとして、地域の理解の下、他の地域(校区)の児童生徒の受入により、特色ある学校づくりに取り組む、小規模特認校制度の導入による適正化を検討します。

(4) 施設一体型小中連携教育の実施

将来的に児童生徒数の増加が見込めない地域で、地理的要因等から隣接する学校の統合による適正化が難しい場合、隣接する小学校と中学校において施設一体型の小中連携教育の実施による学校規模適正化を検討します。

(5) 合同授業等の拡充

隣接する学校の距離が遠く、学校の統合や通学区域の変更による適正化が困難な場合には、学校間での合同の授業や行事を行う機会を増やすなど、教育効果を高める手法を検討します。

4 学校規模適正化を進める上で配慮すべき事項

(1) 児童生徒に対する配慮

適正化を実施するに当たっては、児童生徒の精神的な負担を最小限度に抑え、教育活動に影響することがないように配慮し、十分な準備期間を設けることが必要です。

このため、交流授業・行事など新たな人間関係をスムーズに構築できるような事前の取り組みを実施するなど必要な対策を実施します。

(2) 保護者・地域に対する配慮

保護者や地域に適正化の必要性や教育効果について、十分な説明を行うとともに、学校の現状や将来推計に基づく今後の教育環境や通学手法、安全性等について、説明責任を果たすことで理解を得られるように努めます。

(3) 通学環境・通学手段への配慮

登下校における通学の安全は、学校・保護者・地域等の相互理解のもとに保たれています。適正化により通学距離が長くなると、通学時の安全が懸念されることから、地域住民、関係機関と連携し、通学路の安全確保を図ります。

また、遠距離通学となる地域については、児童生徒や保護者に過度な負担とならないよう、遠距離通学の課題を踏まえた対策を検討します。

《通学環境・手段に係る検討課題》

- ・遠距離通学に対応するための公共交通機関利用への保護者負担の軽減
- ・安全・安心な通学環境（通学路）の確保
- ・公共交通機関の維持・拡大、スクールバスの導入検討

(4) 地域コミュニティとの連携・協力

学校は、地域の方々との連携・協力の下、伝統文化などを生かした特色ある教育活動を行っています。更に、地域と学校が共通の目標を目指して取り組みを行うなど、密接な関係にあります。

このため、適正化の推進に当たっては、地域コミュニティのあり方を含めて、地域の方々と十分に話し合い、その判断を尊重し、学校と地域の連携・協力関係が維持できるように取り組みを進めます。

(5) 学校が果たす役割への配慮

学校は、教育活動の場としてだけでなく、地域コミュニティの活動や災害時には防災上の避難所となるなど、地域の中で多様な役割を果たしています。

とりわけ小学校はその役割が大きく、学校が果たしている役割や、地域の活性化に寄与する活用などに配慮して取り組みを進めます。

(6) 学校の統合に向けた教育環境の整備

学校の統合に当たっては、児童生徒数の増加に対応する教室等の確保や教育設備の充実など、必要な校舎・設備の改修・整備について、公共施設等総合管理計画との調整を図り整備を進めます。

また、学校施設の整備の検討と合わせて、放課後児童クラブや市立コミュニティセンターなど、地域の公共施設との複合化や、地域の活性化につながる学校施設の民間活用等について検討します。

5 学校規模適正化の推進

学校規模を適正化するには、学校の統合や通学区域の変更などが必要になり、地域コミュニティに大きな影響を与えることから、児童生徒や保護者を始め、地域の方々の理解と協力を得ることが大切です。

このため、学校規模適正化の推進に当たっては、その必要性について、広く市民に周知すると共に、適正化を検討する校区の保護者や地域の方々と十分な話し合いを行い、その意見を尊重して取り組みを進めます。

(1) 優先して適正化に取り組む学校の児童生徒、保護者及び地域の意見

令和元年度に実施した、全学年1クラスの学校の児童生徒、保護者のアンケート調査の「現状の学級数について」の質問の回答で、小学校保護者は「ちょうど良い」が46.4%で、「もっと多い方が良い」の40.7%を上回っています。中学校保護者では「ちょうど良い」が34.4%で、「もっと多い方が良い」が56.3%と上回っています。平成28年度に実施したアンケート調査結果と比べると、一部の学校の保護者では「もっと多い方が良い」の回答が増えており、意識の変化が見られます。

児童生徒の回答では、小学校も中学校も「ちょうど良い」の回答が、「もっと多い方が良い」を上回っており、平成28年度に実施したアンケート調査結果と比べても大きな変化はありません。

全学年1クラスの学校の学校運営協議会や区長会での意見交換では、今後の取り組みとして「地域づくりで人を増やすことに取り組みたい」、「特認校制度の取り組みを実施したい」、「小中一貫校の導入を検討してほしい」など、学校の統合以外の取り組みを要望する意見が多く出されました。

○ 学校規模に係るアンケート調査結果（学校規模関係抜粋）

質問 現状の学級数について

令和元年 12月調査

◎ 【小学校保護者】

* 4～6年生保護者

項目	長糸小	福吉小	一貴山小	桜野小	全体平均
ちょうど良い	36.8%	32.8%	67.9%	45.2%	46.4%
もっと多い方が良い	44.7%	55.2%	19.6%	45.2%	40.7%
わからない	18.4%	10.3%	12.5%	9.5%	12.4%
無回答等	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	0.5%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

◎ 【小学校児童】

* 4～6年生

項目	長糸小	福吉小	一貴山小	桜野小	全体平均
ちょうど良い	62.5%	52.9%	73.9%	75.5%	64.3%
もっと多い方が良い	32.5%	16.3%	14.5%	13.2%	17.7%
わからない	5.0%	30.8%	11.6%	11.3%	18.0%
無回答等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	100%	100%	100%	100%	100.0%

◎ 【中学校保護者】

* 全学年

項目	福吉中
ちょうど良い	34.4%
もっと多い方が良い	56.3%
わからない	7.8%
無回答等	1.6%
合計	100%

◎ 【中学校生徒】

* 全学年

項目	福吉中
ちょうど良い	52.7%
もっと多い方が良い	20.9%
わからない	26.4%
無回答等	0.0%
合計	100%

(2) 優先して適正化に取り組む学校での当面の取組

長糸、桜野、一貴山小学校においては、特認校制度などの適正化の取り組みについて、また、福吉小・中学校においては、施設一体型の小中一貫校制度や中学校の統合などの適正化の取り組みについて、保護者や地域の方々と検討を進めます。

保護者や地域の理解を得て、特認校制度や小中一貫校等を導入することで、一定の児童生徒集団を確保し、より良い教育環境の構築に努めます。

なお、このような取り組みを行っても、さらに、児童生徒数の減少が続き、複式学級の発生が見込まれるような状況になれば、保護者や地域の方々と学校の統合についての話し合いを進めます。

(3) 学校規模適正化の推進体制

学校規模の適正化について検討を重ね、学校の統合や通学区域の変更、小中連携教育の導入などの取り組みについて、概ね地域の理解が得られた校区では、保護者や地域の代表者、学校関係者などで構成する「学校規模適正化推進協議会」を設置し、学校規模の適正化に向けた具体的な検討を進めます。

《推進協議会の構成例》

- ・ 保護者代表（小学校、中学校）
- ・ 地域代表（行政区長）
- ・ 学校関係者（小学校、中学校）
- ・ 教育委員会等（教育委員会、地域コミュニティ担当課）

(4) 学校規模適正化実施計画の策定

学校規模の適正化についての具体的な手法や配慮すべき事項について、地域の合意が概ね得られたときは、学校規模適正化に向けた実施計画を策定します。

この実施計画に基づき、学校統合の行程や学校施設の整備、学校運営の変更など、適正化に向け具体的な取り組みを進めます。

6 実施方針の進行管理

学校規模適正化実施方針は、学校の現状や児童生徒数の将来推計を基に、地域ごとの要因等を考慮して策定しています。

このため、今後の学校を取り巻く環境の変化に対応するため、実施方針策定後、概ね5年を目途に、教育環境の変化や学校規模適正化の進捗状況等の検証を行い、必要に応じて、適正化すべき範囲や優先して適正化に取り組む学校など、実施方針の内容について見直しを行います。